

岸和田市市民活動サポートセンター運營業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

岸和田市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）は、市民活動を中間支援組織として支援することで、市民の多様な社会貢献活動への参加を促進し、もって「岸和田市自治基本条例」に定める「市民自治都市」の実現に寄与することを目的として設置しています。

この要領は、センターの運營業務において、当該業務を委託するにあたり、委託候補者選定のための企画提案について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めることを目的とします。

2. 業務概要

(1) 業務名

「岸和田市市民活動サポートセンター運營業務」

(2) 業務の内容

別紙1「岸和田市市民活動サポートセンター運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

3. 予算額

委託料の上限は4,800,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール

項目	日程
公募開始日	令和2年4月6日（月）
参加申込書提出期間	令和2年4月6日（月）～4月22日（水）午後5時00分
質疑書提出期間	令和2年4月6日（水）～4月13日（月）午後5時00分
質疑書回答日	令和2年4月17日（金）
プロポーザル参加資格審査結果通知日	令和2年4月24日（金）
企画提案書提出期間	令和2年4月27日（月）～5月8日（金）午後5時00分
辞退届提出期限	令和2年5月8日（金）午後5時00分
プレゼンテーション実施日	令和2年5月15日（金）
プロポーザル審査結果通知日	令和2年5月21日（木）

※本業務についての説明会を実施する予定はありません。

## 5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続きの申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合には、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。  
ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合には、この限りでない。
- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中である者でないこと。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

## 6. 応募書類の配付

次の方法による。

- (1) 令和2年4月6日（月）から令和2年4月22日（水）まで、岸和田市ホームページからダウンロードする。

岸和田市ホームページ：<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/>

## 7. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町7-1

岸和田市市民環境部自治振興課

TEL 072-423-9740 FAX 072-423-6933

メールアドレス jichi@city.kishiwada.osaka.jp

(2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出してください。

①プロポーザル参加申込書（様式1）

- ・申請者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
- ・提出部数は1部とする。

②事業者概要（様式2）

- ・提出部数は1部とする。

③国税の納税証明書又はそれに準ずる書類（法人、個人を問わず必要）

- ・令和2年4月1日以降に発行されたもの。写し可。
- ・提出部数は1部とする。

④登記事項証明書（写し可）（法人の場合のみ必要）

- ・令和2年4月1日以降に発行されたもの
- ・提出部数は1部とする。

※提出書類③④については、岸和田市登録業者の場合、提出は不要である。

⑤提出期限

- ・令和2年4月22(水)午後5時まで

⑥提出先

- ・岸和田市市民環境部自治振興課 まで

⑦提出方法

- ・直接持参または郵送（FAX ・電子メール不可）

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を自治振興課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記5のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加申込書を提出した法人に対して、参加の可否については、令和2年4月24日（金）に通知する。

(3) 企画提案書等の提出

①提出書類

- ・提出書類は（ア）企画提案書（様式3）と（イ）見積書（様式4）を提出するこ

と。

(ア)企画提案書（様式3）

- ・仕様書に基づき、指定の様式を用いて作成すること。  
(記載欄を適宜拡張しても構わない)
- ・提出部数10部（正1部、副9部）
  - 正1部は、提案者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
  - 副9部は正と同一のもので、審査に使用するので、提案者が判別できるような記載等は該当箇所を黒く塗りつぶしたうえで提出すること。
- ・宛名は「岸和田市長」とすること。
- ・事業者概要（様式2）以外は、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格とするところもあるので、十分確認したうえで提出すること。
- ・本業務において企画提案をすることができるのは1提案者につき1案だけである。
- ・提出期限後の企画提案書の差替は認めない。（本市が補正等を求める場合を除く。）

(イ)見積書（様式4）

- ・指定の様式を用い、見積書記載金額については、本業務の総額（税込）、消費税額（地方消費税額を含む）を記載し、内訳見積書を作成すること。
- ・内訳見積書については、情報の収集及び提供に関する費用、相談に係る費用、講座の開催に係る費用、事業者の有する資源（人材、物品、知識）を市に登録してもらい、市民活動団体等の申請に基づき紹介を行う事業者バンクの運用及び機能強化、市民の持つ特技や技能を市に登録してもらい、市民活動団体等の申請に基づき紹介を行う人材バンクの運用及び機能強化に係る費用、その他諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
  - ・上記2及び仕様書に掲げる業務（情報の収集及び提供に係る費用、相談に係る費用、講座の開催に係る費用、事業者の有する資源（人材、物品、知識）を市に登録してもらい、市民活動団体等の申請に基づき紹介を行う事業者バンクの運用及び機能強化、市民の持つ特技や技能を市に登録してもらい、市民活動団体等の申請に基づき紹介を行う人材バンクの運用及び機能強化に係る費用）以外の独自の提案がある場合は、それに係る経費は「その他諸経費」の欄に、「独自の提案」と「諸経費」の区別が分かるように記載すること。
- ・見積書の提案上限金額は4,800,000円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ・消費税額（地方消費税額を含む）を10%で見込み、見積金額に計上すること。
- ・提出部数は10部とする。（正1部、副9部）

○正 1 部は、表紙については、宛先は「岸和田市長」、業務名は「岸和田市市民活動サポートセンター運營業務」とし、提案者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

○副 9 部は正と同一のもので、審査に使用するので提案者が判別できるような記載等は該当箇所を黒く塗りつぶしたうえで提出すること。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

②提出期限

令和 2 年 5 月 8 日(金)午後 5 時まで

③提出先

岸和田市市民環境部自治振興課まで

④提出方法

直接持参または郵送（FAX・電子メール不可）

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を自治振興課まで電話連絡し、到着確認をすること。

## 8. 提案書記載事項

仕様書に基づき、次の項目についての提案を作成すること。なお、以下の項目が具体的な審査項目となるので、下記の(1)～(4)の順でそれぞれの項目について必ず記載すること。

(1) 業務に関する基本的な知識や考え方について(様式 3-1)

- ①岸和田市におけるNPO法人をはじめとする市民活動団体の状況把握及びその分析
- ②業務目的を踏まえた事業実施についての基本的な考え方や方針
- ③個人情報保護の体制等相談者に対する配慮や個人情報の管理方法

(2) 組織体制について(様式 3-2)

①組織体制・人員

本業務における人員配置及び法人内でのバックアップ体制

- ②過去 5 年以内の市民活動支援に関する業務の法人実績（期間、内容等）及び配置スタッフの実績（期間、内容等）

(3) 業務内容について(様式 3-3)

- ①NPO法人の設立・運営（登記・税務・会計・労務等）などに関する一般相談（提案者自らが日常的に行う相談）・専門家相談（税理士等専門家による相談）に関する企画内容等（専門家相談については、3ヶ月に1回以上（1回あたり2時間程度）とし、予約制も可とする。）
- ②市民活動コーディネーター業務、ネットワーク形成業務に関する企画内容等
- ③市民活動支援のための講座等の実施

講座の企画内容（立ち上げ段階や発展段階の市民活動団体のレベルに対応する講座内容にすること。）

④市民活動関連情報の収集及び提供の方法

市民活動支援情報の収集・整理・蓄積方法等

市民活動支援情報紙の企画内容及び市民活動支援メールマガジンの企画内容等

⑤事業者の有する資源（人材、物品、知識）を市に登録してもらい、市民活動団体等の申請に基づき紹介を行う事業者バンクの運用及び機能強化、市民の持つ特技や技能を市に登録してもらい、市民活動団体等の申請に基づき紹介を行う人材バンクの運用及び機能強化のための企画内容等

(4) 提案内容全体の特徴及びPRポイント（左記以外の独自の提案があれば記載すること。）（様式3-4）

## 9. 質疑・応答

(1) 受付期間：令和2年4月1日（水）～4月17日（金）午後5時00分

(2) 提出方法：別紙の岸和田市市民活動サポートセンター運営業務に関する質問票（様式5）により、FAXもしくは電子メールにて問い合わせること。また、FAX、メールでの送信後、必ず電話等で送信した旨伝え、自治振興課にて到達確認をすること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けません。

(3) 回答日時：令和2年4月23日（木）

(4) 回答方法：質問への回答は案件情報をホームページに掲示し、個別には回答しない。

## 10. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加申込書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届（様式6）」に提案者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められない。

(1) 辞退届提出期限

令和2年5月8日（金）午後5時まで

(2) 提出先

岸和田市市民環境部自治振興課まで

(3) 提出方法

直接持参または郵送（FAX・電子メール不可）

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、

祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を自治振興課まで電話連絡し、到着確認をすること。

## 11. 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙「運営委託事業者候補審査基準【公募】」のとおり

### (2) プレゼンテーション等の実施

企画提案書について、プレゼンテーション等を実施する。

日時、場所については、別途通知する。

### (3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション等について、評価基準に基づいて、外部有識者の意見を参酌し、選定委員の採点により評価する。

### (4) 候補者の選定方法

①失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

②最高点の者が複数の場合は、評価表に示す優先順位の上位項目の採点を比較し、より高い点数を得た提案者をもって順位付けを行う。

③①、②に関わらず、適切な提案と認められない(評価点の得点率が60%未満)提案者については、候補者として選定しない。

### (5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

②本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③参考見積書の金額が3.の委託上限額を超える場合

④評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 12. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定、又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を案件情報ホームページにおいて公表するとともに、所管課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

(1) 候補者の名称、法人番号、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※名称は五十音順、総合点は点数順

但し、対象者が1者の場合は総合点の公表はしない。

(3) 外部有識者から意見聴取した場合は、外部有識者の所属及び役職、意見

### 13. 契約手続き

- (1) 契約相手方に選定された者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。※履行保証保険等証明書、契約保証金免除申請書(様式7)を提出
- (3) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (5) 令和3年度の契約については、改めて企画提案書の提出を求め、内容を審査するとともに、今年度の実績、中間支援組織としての経験、ノウハウ、専門性、センター利用者への継続的な支援の必要性を考慮した上で、市民活動支援の更なる促進が見込まれると総合的に判断した場合には、契約を締結する。但し、予算措置の状況によってはその限りでない。なお、令和4年度の契約についても同様に扱うものとする。

### 14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る評価以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

### 15. 情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。



## 16. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 書類作成及び提出に係る経費など、必要な経費は全て提出者の負担とします。  
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできません。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により6.（1）あてに提出してください。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由とて、異議を申し立てることはできません。
- (6) 本件実施後、契約締結前に法令違反等が発覚した場合は契約をできません。